



米国会計関連情報 最近の論点

EITF-2つの最終コンセンサス及び2つのコンセンサス案を承認

FASBの発生問題専門委員会(Emerging Issues Task Force, EITF)は、2015年6月18日の会議で5つの論点を討議し、2つの最終コンセンサス及び2つのコンセンサス案の公表を承認した。

FASBがこれらの最終コンセンサス及びコンセンサス案の公表を承認した場合、最終コンセンサスは強制力のある基準となり、コンセンサス案はコメント募集のために公表される。FASBは、2015年7月9日の会議において最終コンセンサス及びコンセンサス案の公表について検討する予定である¹。

【討議された論点】

以下の論点に関する最終コンセンサスが承認された。

- ノーダル・エネルギー市場内の特定の電力契約への通常の購入及び販売の例外規定の適用(EITF論点15-A)
- 従業員給付制度の簡素化(EITF論点15-C)

以下の論点に関するコンセンサス案が承認された。

- 既存のヘッジ会計が適用されるヘッジ関係に対するデリバティブの契約更改の影響(EITF論点15-D)
- 負債性金融商品における条件付プット・オプション及びコール・オプション(EITF論点15-E)

EITFはまた、以下の論点についても討議した。

- キャッシュフロー計算書:特定の現金受取額及び現金支払額のカテゴリ(EITF論点15-F)

【主な影響】

- **ノーダル・エネルギー市場内の特定の電力契約:**
最終コンセンサスにより、ノーダル・エネルギー市場を通じた電力の物理的な引渡しに関する電力契約が、デリバティブ会計の通常の購入及び販売(normal purchases and normal sales, NPNS)の例外規定を適用する要件を満たすこととなる。
- **従業員給付制度の簡素化:**
最終コンセンサスにより、従業員給付制度が完全給付対応型投資契約(Fully Benefit Responsive Investment Contracts, FBRIC)を契約金額で測定することが認められ、制度投資の開示規定が軽減され、測定日に関する実務上の簡便法が設けられる。

¹ (訳者注) FASBは、2015年7月9日のボード会議において、上記の最終コンセンサスを承認し、コンセンサス案を公表することを承認した。
www.fasb.orgを参照。

【最終コンセンサス】

ノーダル・エネルギー市場内の特定の電力契約への通常の購入及び販売の例外規定の適用(EITF論点15-A)

EITFは、ノーダル・エネルギー市場を通じた電力の物理的な引渡しに関する契約が、デリバティブ会計の通常の購入及び販売(normal purchases and normal sales, NPNS)の例外規定を適用する要件を満たすとする最終コンセンサスを承認した。これは、当事者の一方が独立システム運用機関(independent system operator, ISO)に地点限界価格(location marginal pricing, LMP)を支払う債務を負う(または、受け取る債権を有する)特定の先渡契約に適用される。EITFメンバーは、このような契約を含めるようNPNSの例外規定の適用範囲を広げること、非金融資産の物理的な引渡しに関する契約に例外規定を提供するというFASBの意図と整合すると考えている。

利害関係者から寄せられたフィードバックに基づき、「ISOが運営する送電系統(grid)を通じた電力の引渡しに係る契約」にNPNSの免除規定が適用されることが明確になるよう適用範囲の記述が少し変更された。この明確化は複数のノーダル・エネルギー市場を横断する電力の物理的な引渡しに係る契約を想定している。

新たなガイダンスは継続中の契約または新たな契約に対し、最終基準の公表日から将来に向かって適用される。

背景及び所見

送電は従来、電力会社が自社の送電システムを所有・運営することにより行われていたが、複数の同一地域内の電力会社が送電システムにつながる相互接続グループへと進化している。電力コストを引き下げること为目标とする米国の電力政策方針の変更により、送電系統(grid)へのアクセスが大幅に促進されている。ISOが日々の送電系統事業を運営する地域送電機関(regional transmission organization, RTO)に加入するよう電力会社を促すことにより、この目標は一部達成された。

ISOは自己の利益のために電力の創出、売買及び取引を行わず、利益中立的に電力需給のバランスを維持する活動を行う。ただしISOは通常、自身の送電系統を通じて送電される電力の所有権を有する。市場参加者が送電系統を使用するのにISOが課す価格には、送電線の使用に課される送電システム料、管理・運営コスト、及び送電地点と受電地点のLMPの差額が含まれる。LMPメソドロジーのもとでは、ISOは、電力が送電及び受電される可能性がある送電系統の地域(ノードと呼ばれる)に、電力価格を割り当てる。LMPは供給、需要、発電能力、送電混雑に基づくため、この差額はプラスにもマイナスにもなり得る。ノードは発電地、消費地、及び集約ポイントに位置する。

設例1:先渡契約

前提条件:

- 電力会社Pは、PJMインターコネクション・グループ(PJM)内の顧客に電力を小売りしている。
- P社はPJMの管轄地域内に発電設備を有していないため、卸売の電力を購入し、顧客に転売しなければならない。
- P社の顧客配電ゾーンは区域Aである。

- P社はGen社から、区域Bで送電される100,000メガワット時を1メガワット時あたり45ドルで購入する定額の先渡契約を締結した。
- P社は区域Bで電力の所有権を獲得し、区域Aで最終顧客に販売する。PJMは区域Bと区域Aの間で電力の所有権を有する。
- 送電時のLMPが区域Bで44.5ドル、区域Aで46ドルであると仮定すると、キャッシュフローは以下のとおりとなる。
 - P社がGen社に支払う現金 = 45ドル × 100千メガワット時 = 4,500,000ドル
 - P社がPJMに支払う現金 = (46ドル - 44.5ドル) × 100千メガワット時 = 150,000ドル

この契約が物理的な引渡しの要件を満たさない場合、P社は報告期間ごとに先渡契約を時価評価することが要求される。最終コンセンサスのもとでは、P社がNPNSを選択した場合、この先渡契約は未履行契約と同様に取り扱い、送電が行われるまで会計処理は要求されない。

KPMGの見解

ノーダル・エネルギー市場内の電力の物理的な引渡しに関する特定の先渡契約は、他の業種における商品の物理的な引渡しに関する契約と類似している。しかし、他の業種では、企業は通常、特定の地域で物理的な引渡しを手配するのに、別の方法を選択できる。ノーダル・エネルギー市場では、ISOを介さない引渡しを選択することはできない。

この論点では物理的な引渡しのみが検討されているため、これらの契約がNPNSの例外規定について適格となるからといって、例外規定が適用可能となるわけではない。例外規定を選択できるか否かを判定するためには、企業は引き続き、他のNPNSの要件を評価する必要がある。

次のステップ

FASBは、2015年7月9日のEITFの会議において、この最終コンセンサスの承認を検討する予定である。

従業員給付制度の簡素化(EITF論点15-C)

EITFは、給付制度に関する開示及び報告規定を簡素化する3つの論点に関する最終コンセンサスを承認した。

完全給付対応型投資契約(Fully Benefit Responsive Investment Contracts, FBRIC)

最終コンセンサスにより、従業員給付制度がFBRICを契約金額で測定することが認められ、公正価値による開示規定の適用が免除される。EITFは、最終コンセンサスを以下のように明確化することも決定した。

- FBRICの定義を満たす合成保証投資契約は、他のFBRICと同様に測定、表示、及び開示を行う。さらに、合成保証投資契約に含まれるラッパー契約(wrapper contract)は、FASBのデリバティブに関するガイダンスの会計処理規定及び報告規定²が免除される。

² FASB ASC Topic 815「デリバティブとヘッジ」。www.fasb.orgより入手可能。

- 制度は、従来からのFBRICへの投資と合成保証投資契約への投資を、制度の財務諸表上または注記のいずれかで、別個に開示することが要求されることになる。さらなる内訳の表示は要求されない。
- FASBの公正価値測定に関するガイダンス³の実務上の簡便法に基づき純資産価値（NAV）で測定する投資に関連する開示規定は、FBRICに対して制度が間接的に有する持分（例：共同信託または集合信託において保有する安定価値資産運用ファンド）に適用される。

制度投資の開示

最終コンセンサスにより、制度投資の開示規定は簡略化される。

- 制度は、性質、リスク及び特徴別（FASBの公正価値測定に関するガイダンスで要求されるとおり）ではなく一般的な種類別（制度の会計処理に関するASC Topic⁴と整合）にのみ、投資を開示する。自己指図型証券投資（self-directed brokerage accounts）は、投資の一般的な種類の1つと考えられる。
- 制度の会計処理に関するASC Topicから、給付に充当可能な純資産の5%以上の個別投資の開示規定が削除される。
- FASBの公正価値測定に関するガイダンスにおける、実務上の簡便法を用いてNAVで測定する投資に関する投資戦略の開示規定は、直接申告事業体（direct filing entity）としてフォーム5500を提出するファンドへの投資について削除される。
- 制度の会計処理に関するASC Topicにおける一般的な種類別の投資の純増価または減価の開示に関する規定は削除される。

測定日に関する実務上の簡便法

最終コンセンサスにより、制度の事業年度の末日が月末でない場合に事業年度末に最も近い月末を用いて投資を測定することが認められる。制度がこの実務上の簡便法を適用することを選択する場合、代替的な測定日と制度の事業年度の末日の間に発生する拠出、分配及び重要な事象を開示することが要求される。

移行措置

FBRICと制度投資の開示に関する新たなガイダンスは、遡及適用が義務付けられる。測定日に関する実務上の簡便法についての新たなガイダンスは、将来に向かって適用することが義務付けられる。これらのガイダンスは、2015年12月16日以降に開始する事業年度に適用される。まだ公表されていない財務諸表については、早期適用は認められる。したがって、制度が2014年の財務諸表をまだ公表しておらず、最終化されたASUの公表後にその財務諸表を公表する場合は、これらの改訂を適用することができる。

³ FASB ASC Topic 820「公正価値測定」。www.fasb.org より入手可能。

⁴ FASB ASC Topic 960「制度会計—確定給付型年金制度」、962「制度会計—確定拠出型年金制度」、965「制度会計—医療厚生制度」及びFASB基準書第35号「給付額規定年金制度の会計処理及び報告」。すべてwww.fasb.org より入手可能。

背景及び所見

従業員給付制度に関する財務報告の主な目的は、財務諸表利用者が期日到来時の制度の現在及び将来の給付支払能力を評価することを可能にする財務情報を提供することである。制度の財務諸表の利用者には、労働省、IRS、年金給付保証公庫、SEC、制度のスポンサー、受託会社及び制度参加者が含まれる。

給付制度に関する会計処理は、制度に関するASC Topicが取り扱っており、これらは主にFASB基準書第35号(1980年公表)を引き継いでいる。1980年以降、基準書第35号はほとんど変更されていないが、他の基準書が公表または更新されているため、新たな開示規定が追加されている。当該プロジェクトの目的は、制度の財務諸表利用者に関連性のある有用な情報を引き続き提供できるように特定の測定及び開示規定を簡素化することである。

次のステップ

FASBは、2015年7月9日のEITFの会議において、この最終コンセンサスの承認を検討する予定である。

【コンセンサス案】

既存のヘッジ会計関係に対するデリバティブの契約更改の影響(EITF論点15-D)

EITFは、ヘッジ会計が適用されるヘッジ関係の一部であるデリバティブ契約のいずれか一方の当事者の変更(デリバティブの契約更改)は、それ自体がヘッジ会計が適用されるヘッジ関係の指定解除を要求するものではないことについてコンセンサス案に達した。契約更改時に、企業は、指定解除が必要であることを示すような他の契約の条件の変更があったか否か、及びその契約がヘッジ会計の要件を継続して満たしているか否かについて依然として判断しなければならない。

EITFはまた、ガイダンス案の適用日後にデリバティブの取引相手の変更が生じるすべての既存のヘッジ会計が適用されるヘッジ関係に対して適用され将来に向かって適用される移行規定についてもコンセンサス案に達した。会計処理の変更に関して現在要求されているもの以外に、追加的な移行に関する開示が要求されることはない⁵。

背景及び所見

デリバティブの契約更改は、デリバティブ契約の一方の当事者が別の当事者に変更されることを指しており、この場合、従前の当事者は新たな当事者にすべての義務及び債務を移転する。特定の事業からの撤退や信用エクスポージャーの管理を企業に促してきたドット・フランク法等の新たな規定を含む様々な要因により、デリバティブの契約更改は市場でより頻繁に行われるようになった。金融機関の統合による影響もあった。

契約更改が会計目的上の契約解除に相当するか、また、デリバティブの取引相手は、変更された場合にヘッジ会計が適用されるヘッジ関係の指定解除につながるような「重要な条件」に相当するかに関して疑問が提起された⁶。SECは、最近の報告において、一定の条件下での契約更改は会計目的上の当初のデリバティブの契約解除にはあらず、ヘッジ会計を継続することができるという結論に対して異議を唱えなかった⁷。

5 FASB ASC paragraph 250-10-50-1から50-3。 www.fasb.org より入手可能。

6 FASB ASC paragraph 815-25-40-1, 815-30-40-1, 及び815-20-55-56。 www.fasb.org より入手可能。

7 国際スワップデリバティブ協会に対する2012年のSECコメント・レター及びSEC及びPCAOBの動向に関する2014年AICPA全国会議におけるSECスタッフのスピーチ。 www.sec.gov より入手可能。

次のステップ

FASBは、7月9日のEITF会議において、このコンセンサス案を承認するか否かを検討する予定である。

負債性金融商品に組み込まれた条件付プット・オプション及びコール・オプション(EITF論点15-E)

EITFは、負債性金融商品の元本の支払いを加速させることができる組み込まれたプット・オプションまたはコール・オプションの経済的特徴及びリスクが主契約である負債と明確かつ密接に関連しているか否かを評価する際の要件について討議した。

特に、EITFは、条件付で行使可能となるコール・オプション及びプット・オプションは金利または信用リスクのみに連動するという要件が、支払金額に言及しているか、または偶発事象そのものに言及しているかについて討議した。この論点は、実務における不統一を解消することを意図している。EITFは以下の2つのアプローチについて検討した。

選択肢A:

ASC paragraph 815-15-25-42の4つのステップの意思決定プロセスのうちの第1のステップにおける指標を評価するという要件は、支払いのみに言及しており、偶発事象そのものを評価する必要はないことを明確化する。

選択肢B:

支払いが金利または信用リスクに連動しているか否かの評価に加えて、偶発事象そのものが金利または信用リスクに連動しているか否か(無関係の事象(extraneous event)とは連動していないか)の評価も別個に行う必要があることを明確化する。

EITFは、選択肢Aのコンセンサス案に達した。

EITFは、修正遡及適用についてもコンセンサス案に達した。

背景及び所見

組込デリバティブは、主契約と区分して会計処理すべきか否かについて評価しなければならない。デリバティブ及びヘッジに関する会計ガイダンスは、デリバティブ商品を主契約に組み込むことによる影響は、主契約により要求されるであろうキャッシュフローの一部または全部、あるいは他の取引が1つ以上の基礎数値に基づいて修正されることであると示している⁸。

現行の会計ガイダンスは、組込デリバティブを主契約と区分し、組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクと明確かつ密接に関連しているか否かの判定を含む3つの要件が満たされた場合に、デリバティブとして会計処理することを要求している。

⁸ FASB ASC Topic 815 「デリバティブ及びヘッジ」 www.fasb.org より入手可能。

設例 2: 金の価格によって決まる固定金額のコール・オプション

前提条件

- 債券を額面で100ドル発行した。
- 金の価格がXドルを上回った場合、コール・オプションは107ドルとなる。

選択肢A

- ASC paragraph 815-15-25-42のステップ1: 決済時に支払われる金額は、指標の変動に基づいて調整されているか？
 - いいえ(107ドルで固定されている)
- ステップ3に進む: 実質的なプレミアムまたはディスカウントが生じているか？
 - いいえ(差異は10%以下)
- ASC paragraph 815-15-25-26に基づくこれ以上の評価は行わない。
- 結論: コール・オプションは主契約である負債と明確かつ密接に関連している。したがって、区分処理は行わない。

選択肢B

- ステップ1: ASC paragraph 815-15-25-42の4つのステップの意思決定プロセスに基づいて評価を行う。
- ステップ2: 偶発事象(トリガー)が無関係の事象または事実であると考えられるか否かを検討する。
 - 金の価格は無関係の事象または事実であると考えられる。
- 結論: コール・オプションは主契約である負債と明確かつ密接に関連していない。したがって、区分処理を行う。

KPMGの見解

EITFのメンバーは、固定のプレミアム支払金額を設定して当該プレミアムの支払いを一定の事象の発生または非発生によって決めることは、同一条件による単独の契約とは異なる会計処理をもたらす可能性があると認識している。ただし、大部分のEITFメンバーは、4つのステップによる意思決定プロセスが、実質的なディスカウントまたはプレミアムの有無の評価を義務付けることで、このような状況の重要性を限定していることを支持した。

また一部のEITFメンバーは、選択肢Bを採用するとより多くの金融商品が区分処理の対象となるため、財務報告におけるコストと複雑性が増加するとコメントした。

次のステップ

FASBは、7月9日に開催されるEITF会議において、このコンセンサス案を承認するか否かを検討する予定である。

【その他の討議された論点】

キャッシュフロー計算書:特定の現金受取額及び現金支払額の分類(EITF論点15-F)

EITFは、実務における不統一を解消し財務報告を改善することになる以下の6つのキャッシュフロー計算書の分類に関する論点について討議した。

債務の期限前返済または償還コスト

EITFは、債務の期限前返済に関する現金支払額または償還コストを財務活動によるキャッシュフローとして分類すべきであると暫定的に結論付けた。

ゼロクーポン債の決済

EITFは、決済時の現金支払額のうち増分利息(accreted interest)に帰属する部分を営業活動によるキャッシュフローとして分類すべきであると暫定的に結論付けた。ただし、元本に帰属する部分(すなわち、当初の受取額)については、財務活動によるキャッシュフローとして分類すべきである。

企業結合後の偶発対価の支払い

EITFは、企業結合後の偶発対価に関する債務の決済に係る現金支払額を区分処理し、以下のとおり分類すべきであると暫定的に結論付けた。

- 現金支払総額のうち、取得日の公正価値として認識された偶発対価に関する債務の金額を上回らない部分(測定期間の調整を含む)は、財務活動によるキャッシュフローに分類する。この分類は、当該金額が購入時あるいは企業結合の直前または直後に支払われたものでないことが前提となる。購入時あるいは企業結合の直前または直後に支払われたものである場合は、投資活動によるキャッシュフローとして分類する。
- 支払額のうち、取得日の公正価値として認識された偶発対価に関する債務の金額を上回る部分(測定期間の調整を含む)は、営業活動によるキャッシュフローとして分類する。

使途が制限された現金

利害関係者からのフィードバックに基づいて、以下の2つの具体的な論点が討議された。

- 使途が制限された現金の変動の分類(小論点4a)
- 使途が制限された現金に直接影響を与える現金支払額及び現金受取額(小論点4b)

EITFは、これらの論点に対処する前に、使途が制限された現金の定義に関する追加的な調査を実施するようFASBのスタッフに指示した。

保険金の決済による受取額

EITFは、保険金の決済による受取額は当該保険の補償内容(すなわち、損失の性質)に基づいて分類すべきであると暫定的に結論付けた。企業は一括支払金の決済による現金流入額を1つ以上の種類のキャッシュフローに配分することを要求される可能性がある。例えば、事業の中断及び企業が所有している製造設備の破壊を補償する保険契約からの一括支払金は、営業活動と投資活動とに配分される可能性がある。

企業が所有する生命保険(COLI)の決済による受取額

この論点に対処する前に、EITFは、企業が現在、COLI契約に関して支払われた保険料をキャッシュフロー計算書上でどのように分類しているかについて調査するようFASBのスタッフに指示した。

背景及び所見

現金受取額及び現金支払額のキャッシュフロー計算書上の分類には困難が伴う可能性がある。FASBは、様々なキャッシュフローの分類に関する論点について、実務における不統一を指摘するフィードバックを受け取った。また、キャッシュフロー計算書上の分類の誤りは、公開会社が修正再表示を行う重要な要因として繰り返されている。

実務における不統一は、EITFが対処する予定である9つのキャッシュフロー計算書の分類に関する論点のみに存在するわけではない。FASBはまた、キャッシュフロー計算書の分類に関するガイダンスの改善に向けて、事前の調査項目をアジェンダに追加した。

次のステップ

使途が制限された現金及びCOLI契約に関する論点についてのスタッフの調査結果を討議することに加えて、EITFは、残りの3つのキャッシュフロー計算書に関する論点（(1)持分法適用投資から受け取った分配、(2)証券化取引における受益持分、(3)優位の原則の適用）について2015年9月17日の会議で討議する。EITFはまた、この会議において9つすべてのキャッシュフロー計算書の分類に関する論点に対する移行措置についても討議を行う。これらの9つの論点のすべてに関してEITFが再審議を行い、コンセンサス案に達した後に、ASU案がコメント募集のために公表される予定である。

【SECスタッフのアナウンスメント】

FASBのASU第2015-03号「債券発行コストに関する表示の簡素化」は、債券発行コストを関連する負債の帳簿価額の減少として表示することを企業に要求している。このASUはリボルビング方式の借入契約に関連する債券発行コストには対処していない。SECスタッフは、リボルビング方式の借入契約に関連する債券発行コストを契約期間にわたり償却される資産として表示することに対して異議がないことを表明した。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 会計・審査統括部

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、一定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが一定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
June 2015, No. 15-26をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、ASU案、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意ください。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の一定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニューズレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。